



アジアにおける国の垣根を超えた フィランソロピーの実現に向けて

寄付者の関心とインフラの整備状況に関する評価

本研究について

フィランソロピー（社会的な目的をもった活動）とは、寄付者や社会的な目的をもって活動する団体、そしてこれらが貢献する地域社会を含有する概念であり行為です。そして信頼は、これらの関係を構築する重要な要素です。本研究の筆者らは、これらすべてのステークホルダー（多様な立場の関係者・団体等）の協力者として、信頼関係構築の重要性と、アジアの多様なコミュニティのために社会的な目的をもった事業（charitable projects）を展開するパートナーシップから生まれた成果を目の当たりにしてきました。

民間のフィランソロピー活動や社会的な目的をもった寄付（charitable giving）は、格差や貧困に立ち向かうためにアジア全域で長年使われてきた伝統的な手段です。しかしながら、アジア地域のフィランソロピー活動や寄付のためのツールやインフラ（基盤）はまだ発展途上にあります。

本研究は、アジアにおけるより多くの民間の資金提供者が、この地域が直面する最も差し迫った問題の解決に取り組み、意義ある変化をもたらすために自国外に目を向けているという一つの考え方に焦点を当てて行われるものです。この考え方は、アジア内の地域フィランソロピー活動がアジアにおける富の増加に伴い発展するかどうか、あるいは、どのように発展していくか、といった議論の高まりの核となるものです。

本研究に先立ち、筆者らは先行研究、インフォーマルな会話、そしていくつかの国で本研究グループが蓄積してきた助成の経験から、国外への（クロスボーダー）寄付の状況について、ある程度把握していました。そこで本研究では、多様なフィランソロピー関係者とそれぞれの寄付環境の微妙な相違点を探ることで、これらの仮説を検証することを目的としています。また、本グループが蓄積してきた既存の知見を、アジア地域の寄付の潜在的な寄付の可能性へと広めていくことも目的としています。

本研究の目的は、大きく分けて次の2つの設問に答えることです。



アジアにおいて国外への寄付を支える基盤構築への意欲やニーズはあるか？



あるとすれば、その基盤構築のために、どのような拠点や機関、サービスが関与しうるのか？



これらの問いに答えるため、本研究では、アジア太平洋地域の15カ国（・地域）における国外に向けた寄付活動の状況について考察します。

エグゼクティブ・サマリー (概要)

増える富、 増えるニーズ

アジアには、世界のどの大陸よりも多くの億万長者がいます。世界の富裕層の実態を報告する「Wealth Report 2021」によると、世界の億万長者の36%がアジアにあり、2022年から2026年の間に超富裕層が最も急速に増加する地域と推定されています¹。

しかし、アジア諸国はこの20年間で驚異的な経済成長を遂げる一方、富裕層と貧困層間の所得格差が著しく拡大しました。

このギャップ(格差)を埋めるために、何百万ものNPOや機関・研究所等がそれぞれの国や地域コミュニティにおいて、貧困緩和、教育、医療、災害対応、環境保護といったさまざまな分野でサービスを提供する役割を担っています。アジアの富が着実に増加し、起業家精神や世界的なつながりが強まるにつれ、アジアでもより富裕な階層にいる人たちは、自国を越えてアジア地域や世界にインパクトをもたらすことに目を向けるようになっていきます。

アジアにおける国外に向けた寄付の動向

オーストラリアや日本、韓国は、アジア地域で国外への寄付が最も行われている国で、世界的に見ても海外に向けたフィランソロピー活動が盛んな上位10カ国にランクインしています²。しかしながら、これらの国では、過去10年間、対外的な寄付が伸び悩んでいるか、まったく伸びていないというのが、この分野で広く共有されている認識です。インドネ

シア、マレーシア、ネパール、フィリピン、シンガポール、中国、台湾、タイ、ベトナムでは、国外への寄付活動に関するデータはまとめられていませんが、セクターの専門家は、これらの国では国内での寄付に重点が置かれていることを指摘しています。アジアにおける陰徳的な寄付文化ならびに地域を網羅した国外寄付に関する包括的データが欠如しているため、アジア地域における国の垣根を越えて行われる寄付の全容を把握することは困難です。

15カ国の地元のステークホルダー(利害関係者)とのインタビューから、いくつかのカギとなる傾向がみえてきました。これらの傾向は国によって異なりますが、これらの調査結果は、国外向け寄付を発展させていくための実践的な解決策を示唆するものになっています。

アジアにおける社会的目的を
った活動は、圧倒的に関係性
(relationships)によって左右
されます。国の垣根を越えて寄
付を行うアジアの社会事業家
(philanthropists)は、自分の出
身国や同じ民族的ルーツを持つ
コミュニティに寄付を行うなど、
身近なところに目を向ける傾向
があります。

また、あらゆるタイプの寄付者にとって、政府の優先事項に沿った寄付であることが重要な要素であることがわかりました。

世界の他の地域とは異なり、送金等の取引のしやすさや税制上の優遇措置は、多くのアジアの寄付者が寄付を決定する際の決定要件ではないようです。このことは、国外への寄付を推進する上でこのセクターの専門化が困難であるという課題を示すと同時に、関係性のもつ力を示していると言えます。

アジアでは国外への寄付が自然に増えているわけではなく、またすべての国が国外への寄付を増進させることが適切というわけではないこともわかりました。特にアジアの若い世代の社会事業家や地域に拠点を持つ企業のなかには寄付が増加する可能性があるものの、この機会を活かすにはさらなる支援が必要になります。

アジアにおける国外への寄付に関する法的規制環境

アジアにおける法律や規則は変化し続けています。寄付者、NPO、助成仲介団体は全体的に厳しい法規制環境下にあります。国外向け寄付を可能にする様々なレベルの政策も存在します。ただ、アジアのほとんどの国々で、社会的事業目的の資金を海外で活用する場合に具体的な制約を設けています。

このような制約の中には、資金用途に関する政府の承認要件、国外向け資金取引に関する銀行関連の規制、国外への資金提供や活動に関する、既存の報告要件にさらに追加的要件が課されることなど、様々なものが含まれます。さらに、どのような社会事業目的の資金取引が許可されるのかが不明瞭だったり、マネーロンダリングやテロ資金調達の懸念に対する明確なコンプライアンス・チェックリストがなかったりすることは、寄付者にとって大きな不安要素となり、海外への寄付を試みることを自らためらわせる原因となっています。本研究の対象地域の半数では、寄付に対する税制上の優遇措置は比較的充実していますが、優遇措置を受けるのに困難が伴うため、寄付者の判断に影響を与えるような効果は果たしていません。

総じて、オーストラリア、香港、日本、ニュージーランド、韓国は、アジア域内にて国外向け寄付を可能にするために最も使い勝手のよい法規制の枠組みを備えています。残りの国々は、国外への寄付に対して積極的な政策はありません。これらの国々は主に寄付を受ける側であり、国外への資金の流れに対する法規制が全体的に引き締め・強化されていることの認識が重要です。

国外向け寄付に関する政策は、国や地域によって大きく異なることが明らかです。また、優遇政策が存在する国においても、手続きの複雑さを考慮すると、この手続きをより円滑にする仲介的団体の役割があることが示唆されます。

アジアにおける国外向け寄付を進展させる基盤

北米や欧州と比較すると、アジアにおける国外向け寄付を促進するためのセクターの基盤は不十分です。寄付を拡大するためには、国外への寄付の有効性、透明性、説明責任を確立し、実現可能な政策を提唱し、外向きの寄付文化を構築するエコシステムの存在が必要不可欠となります。

アジア地域全体で必要となる支援基盤をみると、オーストラリア、香港、日本、ニュージーランド、韓国など、国外への寄付に対する需要が高い地域では、より成熟したエコシステムが存在すると考えられます。中国本土のような新興の寄付市場では積極的な展開が見られる一方、他の国では、海外からの資金を受ける側の基盤整備に重点を置いています。しかし、アジア地域内では、国外向け寄付に着目する知見や新時代を築いていくリーダーシップが広がってきています。これは、アジア地域の課題に関心を持つ人々が増えていることを示すとともに、アジアのフィランソロピー（社会的目的をもった活動）セクターに関する情報やデータが必要とされていることを強く認識させるものです。

国外への寄付の法規制は複雑であり、言語の違いもあり、そもそも寄付者との関係性構築というものは時間がかかる作業です。そのため、アジアの多様な文化性を持ち、様々な地域の利益を代表するような民間の資金提供者と信頼関係を構築するには、仲介的なサービスが非常に重要になってきます。

アジアにおける国外向けフィランソロピーの実現に向けて

アジア地域は、規制に関する課題が山積していたり、国外寄付の水準がそれほど高くなかったりするにもかかわらず、国外への寄付に対する需要は高く、アジア地域内でこれを促進する道筋が急激に求められていることが明らかになりました。

各国の条件整備状況

既存の国外向け寄付状況、法規制環境、社会的目的をもった活動への支援基盤等について、それぞれの地域で上記の評価を行ったところ、アジアの国々では国外向け寄付を促進するための新しい解決策を受け入れる条件の整備状況は多様であることがわかりました。

高

アジア地域で最も高いレベルで国外への寄付が行われているこれらの国では、法規制環境等が整っており、最も制約も少なくなっています。国外への寄付を拡大させる可能性を持つ寄付者グループとして、民族離散によって移民となった人たちのグループ（ディアスポラ）や、若い世代、アジア太平洋地域に拠点を持つ企業などを挙げることができます。国外への寄付に対する税制上の優遇措置はありますが、寄付者がどのような海外の社会問題に取り組むべきか、誰を信頼し支援すべきか、どのように資金を効果的に配分すべきかなどを理解するための知識の伝達が十分に行われていないのが現状です。これらの国では、国外への寄付を促進し、寄付者とより幅広いアジア地域の、あるいは国際的なニーズとを結びつけるための適切な支援メカニズムがあれば、国外への寄付が拡大する条件が整っています。

オーストラリア
中国-香港特別行政区
日本
韓国

中

これらの国では、国外への寄付に対する法規制の厳しさをはじめとして、それぞれに異なる課題に直面しています。これらの国では、富が集中しており、国外への寄付を増加させる条件がそれなりに整っている一方で、国外への寄付に対する障壁を低くするためのアドボカシー、支援のエコシステムの強化、他の地域への寄付を促すような好事例の積み上げや関係性の構築といった、さらなる取り組みが必要です。

中国 - 本土
ニュージーランド
シンガポール

低

これらの国では、国内のニーズが高く、寄付者も国内のフィランソロピー活動を重視するため、国外への寄付を増加させる可能性は低く、条件もよくありません。国外への寄付を一層進展させるには、政治的な意向や法規制にかかわる環境、そして国際協力に対する社会全体の考え方が大きく変化することが必要です。これらの国では、国外寄付を進める条件は整っていませんが、特に近隣諸国や他の地域からの移民コミュニティの富が増大していることから、国外の民間資金が流入する高い可能性を持っています。

インド
インドネシア
マレーシア
ネパール
フィリピン
中国 - 台湾
タイ
ベトナム

国外向け寄付を実現するための実践的な解決策

本研究結果により、本研究グループならびに他のいくつかの研究機関等は、アジアにおける国の垣根を越えたフィランソロピーに係るネットワーク形成に向けた議論を進めていく後押しをされたと考えています。アジア地域にとって相互に有益な基盤構築のため、皆さんの参画を歓迎します。

上記の分類で高あるいは中に位置づけられた国では、国外への寄付を拡大させる条件が整っています。全国レベルのフィランソロピー推進組織は、アジアにおける国の垣根を超えた寄付ネットワーク構築に向けての議論を始めることができるでしょう。

これらの推進組織は、アジア地域で、対話を促進し、好事例を共有し、国外への寄付を促進するために、セクターの多様な強みと能力を引き出す重要な役割を担っています。法令遵守に係るリスクに対応し、寄付者と現地のNPOとの手続きに透明性をもたすために、各国は各地で知識が豊富な専門性のあるパートナーの支援を受けることが大切です。このように厚みのある支援があることで、

知識や文化的なギャップを埋め、寄付者と寄付対象とされた国外の取り組みとの間に信頼関係を築くことができます。

複数の国にまたがるネットワークを成功させるには、より広範囲なエコシステムによる協調的行動や必要とされる国内のインフラやサポートの提供力が決め手になります。これにはアジア地域の課題や変遷状況に寄付者が関心をもち、関わるようにすること、国外に向けたフィランソロピー活動を可能にする全般的な環境を改善すること、利害が一致する国同士間の寄付機会の創出、外向きでインパクト志向の寄付文化の構築などが含まれます。

アジア各国が、コロナ禍がもたらした課題や「危機後の回復、復興、包括的成長」³を促進するためには世界的な協調対応が必要であることを認識するなか、フィランソロピーにかかわるものたちは地域社会の回復と発展を支える手段として、この試みの一翼を担う必要があります。

日本

寄付環境の成熟度

高

アジアで最も災害の多い国の一つであると同時に先進国である日本は、伝統的に、国際的な援助を受ける一方で、困窮する国際社会に還元も行う、という行動をとってきました。日本の寄付者、特に企業の間では、新型コロナウイルス感染症に対応したグローバルな取り組みへの支援に高い意欲が見受けられました。世界がコロナから回復するにつれ、日本の寄付者と国際社会をつなぐ支援基盤は、この機運を維持し、日本からの国外への寄付拡大に役立つと思われます。



国外向け寄付の指標

スコア

3.50

日本は、海外向け寄付が比較的多く、安定した水準にあります。2018年のフィランソロピー活動における海外送金はおよそ7億5千万米ドルで、同国のGNI(国民総所得)の0.01%を占めています。海外送金の金額は近年変化していません。日本の寄付者は一般的に言語の障壁もあり、リスクを避けるためにも日本に拠点を持つ国際NGOや国連機関を通じて、特に東南アジア諸国における保健、教育、子どもの貧困、災害救援に関連する活動に寄付を行う傾向があります。日本ユニセフ協会と日本赤十字社は寄付先の筆頭で、2020年度は、それぞれ約2億米ドルの寄付を受けています。^{5,6}

日本では急激な高齢化により、遺贈寄付が増加しています。たとえば国境なき医師団への遺贈金額は、2012年の1億4千万円(当時の170万米ドル相当)から、2019年は10億円(約900万米ドル)超と順調に増加しています。ワールド・ビジョン・ジャパンやセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなど他の国際NGOも同様の推移を報告しています。

日本の若い世代は、テクノロジーに精通し、国際的なつながりを持つ一方で、寄付に対する税制上の優遇措置に惹かれる傾向がみられ、国外への寄付にも高い関心を寄せています。コロナ禍拡大時に見られたように、特に40代から50代の富裕層は、フィランソロピー活動に傾倒してきています。また、クラウドファンディングのプラットフォームや社会的インパクト投資などの新しい形の寄付が、日本の若い世代の寄付者や企業の間で人気を集めています。



法規制等に関する指数

スコア
3.50

日本の法規制等の環境はやや制約的といえますが、国外への寄付には比較的使いやすくできています。

日本の場合、(i) 特定公益増進法人（公共法人、公益法人等）、(ii)「指定寄附金」の対象となる団体、(iii) 国税庁の認定を受けた認定特定非営利活動法人に対しての寄付は、原則として控除が可能です^{8,9}。（ただし、(iii)の場合、受取寄付金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当する必要があります。）マネーロンダリング防止およびテロ対策にかかわる各種政策により、送金目的および受取人に関する情報の詳細な報告が義務づけられています¹⁰。

日本の寄付者は一般的に税制上の優遇措置を活用していますが、税制構造は複雑です。たとえば税制優遇措置の適用資格がある助成財団に寄付をすると、個人の寄付者への優遇は、所得控除であれば総所得額の40%まで、あるいは、寄付金額の40%相当額の税額控除を（その年の）所得税額の25%を限度として受けることができます¹¹。また、3,000万円を超える寄付金を、受け入れ先の外国の団体に直接送金する場合、日本銀行に報告する必要があります¹²。特定公益増進法人や認定特定非営利活動法人は、寄付の詳細を毎年所轄庁に報告する必要があります¹³。

一般的に、日本企業が海外の寄付先に直接寄付をする場合、所得税と法人税を支払うこととなります¹⁴。企業の損金算入限度額は、資本金や企業所得額などによって制限されています。企業が海外に寄付する際優遇を受ける方法の一つに、日本経済団体連合会（経団連）の呼びかけにより設立された公益財団法人企業市民協議会（CBCC）¹⁵を通じて寄付をする方法があります。この場合、CBCCが認定した国際プロジェクトに寄付を行うと、企業の寄付金は一般寄付金とは別枠で損金算入される仕組みになっています。



基盤指数

スコア
3.25

日本には多様なフィランソロピー活動のエコシステムの担い手が存在します。寄付促進のためのアドボカシー活動も行われていますが、それは主に日本国内の課題に限定されています。しかし、認定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21のように、エコシステムの中で、政治家、行政、その他のステークホルダーと連携し、国外向けフィランソロピー投資の強化を提唱する積極的な担い手もいます¹⁶。

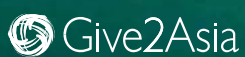
寄付に関心を持つ寄付者と支援先とのギャップを埋めるために、組織や各種ネットワーク、インフラ（基盤）を備えたナレッジ（知識）セクターを構築することが必要です。国外への寄付の多様化を求める日本の寄付者は、支援先のニーズに関する情報不足や言葉の壁など、複数の課題に直面しているからです。

日本には何千もの助成財団が存在しますが、その多くは海外の非営利団体との接点を持っておらず、海外への寄付に関心を持つ寄付者に適切な助言や情報を提供することができていません。同様に、顧客の間でフィランソロピー投資への関心が高まっているにもかかわらず、金融セクターには、フィランソロピー活動に関する十分な知見がなく、助言力が不足しているのが現状です¹⁷。

フィランソロピー活動のアドバイザー、助成金の仲介的団体、金融資産のアドバイザー、信頼できる全国的な財団など、エコシステムを支える担い手たちは一丸となり、日本からの国外への寄付の流れを促進するために、寄付者に対して包括的な情報と実践的な仕組みを提供する必要があります¹⁸。

巻末資料

1. Knight Frank. 2021 The Wealth Report 2021: The Global Perspective on Prime Property & Investment. 15th Edition. <https://content.knightfrank.com/research/83/documents/en/the-wealth-report-2021-7865.pdf>.
2. Indiana University Lilly Family School of Philanthropy. 2020. Global Philanthropy Tracker 2020. <https://scholarworks.iupui.edu/handle/1805/24144>.
3. ASEAN. 2020. Joint statement of the 10th Regional Inter-sessional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) Ministerial Meeting. <https://asean.org/wp-content/uploads/2021/09/Joint-Statement-of-10th-RCEP-ISSL-MM.pdf>.
4. Indiana University Lilly Family School of Philanthropy. 2020. Global Philanthropy Tracker 2020.
5. https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_katudo_bokin.html.
6. <https://www.jrc.or.jp/about/pdf/20220408-2c8a-943f51620a404456dbe13a136c91abed6f5a.pdf>.
7. <https://souzoku.asahi.com/article/14059144>
8. Council of Foundations. 2019. Japan Country Profile.
9. <https://www.jnpoc.ne.jp/en/nonprofits-in-japan/legal-framework/>
10. 日本の法律専門家アンケート
11. <https://www.jpf.go.jp/e/about/donation/donation.html>
12. Ministry of Finance (財務省). Procedures to remit money between Japan and a foreign country.
13. Cabinet Office (内閣府). Information for Taxpayers.
14. 税率は法人規模によって異なるが、おおよそ35%~40%程度。詳しい計算式は以下を参照のこと。https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm。
15. <http://www.keidanren.or.jp/CBCC/en/>
16. 日本のセクター専門家へのインタビュー
17. フィランソロピーアドバイザーのインタビュー
18. 日本の寄付者インタビュー



Give2Asia USA Headquarters

2201 Broadway, 4th Floor
Oakland, CA 94612
USA

Phone: +1.415.967.6300
Fax: +1.415.967.6290
Email: info@give2asia.org

Give2Asia Australia

Suite 40, 36-38 Gipps Street
Collingwood VIC 3066
AUSTRALIA

Phone: +61 3 7036 7843
Email: australia@give2asia.org

**Give2Asia Foundation Limited
(Hong Kong SAR PRC)**

Room 2609, 38 Wong Chuk
Hang Road, Wong Chuk Hang,
Hong Kong SAR

Phone: +852 3963 9639
Email: hk@give2asia.org